

別府市中小企業経営安定資金融資要綱

制定 平成16年 4月 1日
別府市告示第 61 号
改正 平成24年 3月28日
別府市告示第 94 号
平成27年 9月30日
別府市告示第 312 号
令和 4年 9月30日
別府市告示第 405 号
令和 7年 3月 19日
別府市告示第 76 号

(目的)

第1条 この要綱は、別府市内（以下「市内」という。）に事業所を有する中小企業者に対する運転資金の融資の円滑化を図り、もって中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号に該当する者をいう。
- (2) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業をいう。
- (3) 特定中小企業者 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者をいう。
- (4) 信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された信用保証協会をいう。
- (5) 取扱金融機関 市長の指定する市内の金融機関をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、取扱金融機関が融資を行うために必要な資金の一部を予

算の範囲内において当該取扱金融機関に預託するものとする。

2 市長は、前年度の融資実績及び残高に応じ、取扱金融機関への預託金額及び預託の条件を決定するものとする。

(契約の締結)

第4条 市長は、前条に規定する預託を行うときは、次の事項について、取扱金融機関と契約を締結しなければならない。

- (1) 預託金額
- (2) 預託金の利息
- (3) 取扱金融機関が設定する融資枠の預託金額に対する倍率
- (4) 預託期間

(協調貸付)

第5条 市長は、第3条の預託以外に融資条件の緩和及び保証業務の円滑化のために、信用保証協会に対し、予算の範囲内において必要と認めた金額を貸し付けることができる。

2 市長は、前項の貸付けを行うときは、金額、条件及び方法について年度ごとに契約を締結するものとする。

(融資の用途)

第6条 この要綱における融資の用途は、運転資金とする。

(融資対象者)

第7条 融資対象者は、中小企業者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内において、引き続き1年以上同一事業を営んでいる者
- (2) 市内において、引き続き1年以上住所及び事業所を有している者
- (3) 特定事業を行う者
- (4) 特定中小企業者に該当する者
- (5) 市税を完納している者
- (6) 現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していない者
- (7) 信用保証協会の保証付き融資を利用している場合は、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務のない者
- (8) 信用保証協会の保証対象となる業種の事業を行っている者
- (9) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(連帯保証人及び担保)

第8条 連帯保証人及び担保の徴求については、信用保証協会及び取扱金融機関が決定するものとする。

(融資の条件)

第9条 融資限度額、融資利率、保証料、償還期間その他の融資の条件は、別表に定めるとおりとする。

2 融資には、信用保証協会の保証を付するものとする。

(融資の申込み)

第10条 融資を受けようとする者(以下「融資申込者」という。)は、所定の申込書に次に掲げる書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては当該法人及び当該法人の代表者の市税完納証明書、個人にあつては当該個人の市税完納証明書

(2) 特定中小企業者に該当するとして市長の認定書

(3) 取扱金融機関が必要と認める書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(融資の決定及び実行)

第11条 取扱金融機関は、融資申込者から融資の申込みを受けたときは、必要な審査を行い、融資の可否を決定し、その旨を当該融資申込者及び市長に通知するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う旨の決定をしたときは、速やかに融資を行わなければならない。

(融資の条件の変更)

第12条 取扱金融機関は、特別の事由があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、融資を受けた者の申請に基づき、融資の条件(融資額及び融資利率を除く。)を変更することができる。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資の条件を変更しようとするときは、市長及び信用保証協会の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により融資の条件の変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(再度融資)

第13条 取扱金融機関は、融資を受けた者が融資額の2分の1に相当する額以上を償還した場合において、次の各号のいずれにも該当するとき、第7条第6号の規定にかかわらず、新たな融資（以下「再度融資」という。）を行うことができる。

(1) 現に受けている融資（以下「旧融資」という。）の償還状況が良好であること。

(2) 再度融資を行う取扱金融機関と旧融資の取扱金融機関とが同一であること。

2 再度融資は、別表に規定する融資限度額の範囲内において行うものとする。

3 再度融資を受けた者は、受けた再度融資の額のうちから旧融資の未償還額の全部を一括して償還しなければならない。

（融資の実施状況等の報告）

第14条 市長は、取扱金融機関から融資の実施状況等必要な事項について、報告を求めることができる。

（報告の聴取等）

第15条 市長、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、帳簿書類その他関係書類を実地に調査することができる。

2 取扱金融機関は、融資を受けた者が中小企業信用保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者である場合は、融資を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

3 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、前項のモニタリングの内容を電子媒体で報告するものとする。この場合において、融資を受けた者の半期末時点における直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過であるときは、その旨を報告し、同項のモニタリングの内容は省略することができる。

4 取扱金融機関は、前項の規定による報告を行わなかった場合は、当該融資に係る代位弁済請求を行うときは、その理由を記載した書面を提出するものとする。

(取扱金融機関の責務)

第16条 取扱金融機関は、融資額の全部又は一部を、融資を受けた者が当該取扱金融機関に対して負担する他の債務の弁済に充ててはならない。

2 取扱金融機関は、融資を行うに当たって、融資申込者に預金等の要請を行ってはならない。

3 市長は、取扱金融機関がこの要綱に違反して融資を行った場合は、預託金を返還させることができる。

(貸付金の一括返還)

第17条 取扱金融機関は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、未償還額の全部について一括して返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金をその目的以外に使用したとき。

(3) 融資を受けた後に事業を廃止したとき、又は中小企業者でなくなったとき。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が取扱金融機関及び信用保証協会と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日別府市告示第94号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日別府市告示第312号)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日別府市告示第405号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第15条の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みが行われる融資について適用し、同日前に申込みが行われた融資については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 1 9 日別府市告示第 7 6 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別府市中小企業経営安定資金融資要綱第 1 条、第 6 条及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みが行われる融資について適用し、同日前に申込みが行われた融資については、なお従前の例による。

別表（第 9 条関係）

融 資 限 度 額	1 , 0 0 0 万 円
融 資 利 率	年 1 . 8 パーセント
保 証 料	不要（市が負担する。）
償 還 期 間	1 0 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）
償 還 方 法	元金均等月賦償還